第１表の３　資金の概況

年　月　日

電力・ガス取引監視等委員会　委員長　殿

年　月～　月分

小売電気事業者名

		前月	当月	翌月	翌々月	３月後	４月後
①	月間販売額（千円）						
②	月末の現預金残高（千円）						
③	②／①						
④	インバランス料金支払額（千円）						
⑤	④／①						

備考　１　当月は、毎四半期の最終月のことをいう。
２　販売額は、燃料費調整に係る額を含み、消費税、地方消費税及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第36条第２項に基づいて算出される賦課金を除いた額とすること。
３　「月末の現預金残高」の欄には、小売電気事業に係る現預金残高の額を記載すること。当該額を記載することが困難な場合は、報告者の現預金残高の総額を各事業の売上に応じて按分して算出した額その他の合理的と認められる方法により算出した額を記載すること。
４　「インバランス料金支払額」の欄には、各月に支払った又は支払う見込みのインバランス料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成28年経済産業省令第22号）第１条第２項第４号に規定するインバランス料金をいう。）の額を記載すること。なお、報告者とバランシンググループを形成する他の小売電気事業者がある場合は、当該小売電気事業者との間の契約内容等に基づき報告者が負担するインバランス料金の額を記載すること。
５　「翌々月」、「３月後」及び「４月後」の欄には、各事項の額等の見込みを記載すること。なお、「翌月」についても、提出の日時に応じて、各事項の金額等の見込みを記載することができる。
６　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。